長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第6条第1項第4号に 規定する「建築しようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮された ものであること」に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域内に立地しないものであること。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合はこの限りではない。
 - 一 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第3条第1項に規定する地すべり防止区 域
 - 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第3条第1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂法」という。)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 2 認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域内にある場合 には、自然災害のリスクに応じて、その住宅が長期にわたり良好な状態で使用するための 必要な措置等を講じており、各法令の規制による制限がある場合は、必要な許可等を受け ていること。
 - 一 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域 (基準 第 1 項第一号及び第二号に掲げる区域を除く。)
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法 (平成 15 年法律第 77 号) 第 56 条第 1 項に規定する浸水 被害防止区域
- 3 認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域内にある場合には、自然災害のリスクに応じて、その住宅が長期にわたり良好な状態で使用するための必要な措置等を講じていること。
 - 一 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域及び同 法第14条の2第1項に規定する雨水出水浸水想定区域
 - 二 土砂法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- 4 長期にわたり良好な状態で使用するための必要な措置等とは、立地する地域において想定される自然災害のリスクに応じて、地盤面や共同住宅の受変電設備を一定以上の高さとすることや、被災した場合においても長期にわたり良好な状態で使用するための維持保全の方法を長期優良住宅建築等計画等に定めること等をいう。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年10月1日から施行する。